

## 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、羽幌町内(以下「町内」という。)に民間賃貸集合住宅(以下「賃貸住宅」という。)を建設する個人又は法人に対し、その費用の一部を助成することにより、良質な賃貸住宅の建設を促進し、もって町内への定住を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において賃貸住宅とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結するもの
- (2) 各戸の住宅規模が25平方メートル以上であり、上下水道、玄関、台所、便所及び浴室が戸別に設置されるもの。この場合において、賃貸住宅の建設予定地が下水道供用区域外の場合は、下水道の代わりに合併処理浄化槽を設置しなければならない。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合しているもの
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者のうち同法別表第1に掲げる建築工事業の許可を受けている者(以下「建設業者」という。)によって施工されるもの
- (5) 次に掲げる建築物でないもの
  - ア 組立式仮設住宅
  - イ この条例により賃貸住宅を建設しようとする者(以下「事業者」という。)が個人の場合は、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの
  - ウ 事業者が法人の場合は、当該法人の役員又は職員のための宿舎に供する目的で建設するもの
  - エ 公共事業等により補償を受けて建設するもの

### (助成の対象)

第3条 事業者は、新たに賃貸住宅を建設する個人又は法人であって、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 税及び羽幌町に納付すべき公共料金を滞納していないこと。
  - (2) 毎月の家賃(管理費、消費税及び地方消費税相当額を含む。)の限度額は、次のとおりとすること。
    - ア 1戸当たりの面積が25平方メートル以上45平方メートル未満の場合 35,000円
    - イ 1戸当たりの面積が45平方メートル以上の場合 45,000円
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 町長は、当該年度において助成の対象とする賃貸住宅の要件等を公示し、別に定める期間内において事業者を募集する。

(助成措置)

第4条 町長は、事業者に対し、賃貸住宅の建設に要した工事費(地質調査費、設計費、工事監理費及び外構工事費を含む。以下「建設工事費」という。)の一部を助成金として交付することができる。

(助成金)

第5条 前条に掲げる助成金の額は、下表に掲げる額を限度とする。

賃貸住宅 建設地区	建設業者 の住所	1戸当たりの面積に係る助成限度額(単位：千円)	
		25平方メートル以上 45平方メートル未満	45平方メートル以上
離島地区 以外	町内	1,000	2,000
	上記以外	500	1,000
離島地区	—	3,000	5,000

(交付申請及び決定)

第6条 事業者は、前条に掲げる助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に対し助成金の交付申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

(決定内容の変更)

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた事業者(以下「助成金交付対象者」という。)は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより町長に対し決定内容の変更申請をし、承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な内容については、この限りでない。

2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で変更の可否を決定し、助成金交付対象者に通知するものとする。

(工事の着手届)

第8条 助成金交付対象者は、当該賃貸住宅の建設工事に着手したときは、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(工事の確認等)

第9条 町長は、賃貸住宅の建設工事の適正な施工のために、指定した職員(以下「指定職員」という。)により当該工事現場の確認等を行わせることができる。

(実績報告)

第10条 助成金交付対象者は、当該賃貸住宅の建設工事を完成したときは、規則で定めるところにより速やかに実績報告書を町長に届け出なければならない。

(完了検査)

第11条 町長は、前条の実績報告書の届出を受けたときは、届出を受けた日から14日以内に指定職員をもって、完了検査を行うものとする。

(助成金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、当該助成金交

付対象者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第13条 前条の規定により助成金の額の決定を受けた助成金交付対象者は、規則で定めるところにより町長に助成金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し、及び助成金の返還)

第14条 町長は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 当該賃貸住宅を廃止又は他の用途に使用したとき。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、当該取消しを受ける助成金交付対象者に通知し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第15条 助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当し、当該各号に規定する者(以下「承継者」という。)に地位を承継する必要が生じた場合については、当該承継者は、規則で定めるところによりその承認を受けなければならない。

(1) 個人が死亡した場合は、その相続人

(2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人

(3) 賃貸住宅を譲渡した場合は、その譲受人

(報告等)

第16条 町長は、助成金交付対象者に対し、賃貸住宅の入居状況等について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限りその効力を失う。ただし、第3条第1項第2号及び第14条から第16条までの規定は、助成金交付対象者が助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年間は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。